

会議名称	平成24年度第1回 杉並区情報公開・個人情報保護審議会会議録	
日時	平成24年5月29日(火) 14時から16時15分まで	
場所	杉並区役所 第4会議室 (中棟6階)	
	委員	小幡職務代理、阿部委員、井上委員、大浦委員、柴田委員、高橋委員、谷委員、花形委員、濱田委員、山岡委員、横山委員、奥山委員、島田委員、新城委員、鈴木委員、脇坂委員、北島委員、茶谷委員
	実施機関	斎木土木管理課長、山口道路区域整備担当課長、森山住宅課長、大井区民課長、坂野保健予防課長、原田子育て支援課長、伊藤児童青少年課長
	事務局	関谷情報・法務担当部長、松川情報システム課長、斎藤政策法務担当課長、本橋情報政策課長
傍聴者	0名	
配布資料	事前	<ul style="list-style-type: none"> <li>資料1 平成23年度第4回情報公開・個人情報保護審議会会議録</li> <li>資料2 平成24年度第1回情報公開・個人情報保護審議会 報告・諮問事項</li> </ul>
	当日	<ul style="list-style-type: none"> <li>会議次第</li> <li>資料2(17、18ページの差替え)</li> <li>平成24年4月1日 組織機構改正及び人事異動に伴う組織名・職員の変更について</li> </ul>

【会議内容】

- 平成23年度第4回会議録の確定
- 報告・諮問事項

番号	件名	審議結果
報告第1号	地籍調査に関する業務の登録について(新規)	報告了承
諮問第1号	地籍調査に関する業務の外部委託について(新規)	決定
諮問第2号	地籍調査システム(小型)に記録する個人情報の項目について(新規)	決定
諮問第3号	道路・公共溝渠 境界確定に関する業務の外部委託について(新規)	決定
諮問第4号	狭あい道路拡幅整備事業に関する業務の外部委託について(新規)	決定
諮問第5号	開発許可に関する業務の外部委託について(新規)	決定
諮問第6号	道路位置指定に関する業務の外部委託について(新規)	決定
諮問第7号	道路位置指定システム(小型)に記録する個人情報の項目について(新規)	決定
諮問第8号	地理情報システムに関する業務の目的外利用について(新規)	決定
報告第2号	マンションの建替えの円滑化等に関する業務の登録について(新規)	報告了承

(裏面に続く)

報告第 3 号	区営住宅・特定優良賃貸住宅の管理に関する業務の登録について（追加）	報告了承
諮問第 9 号	住基プライバシー条例の規定の一部見直しについて	決 定
報告第 4 号	住民基本台帳管理に関する業務の外部結合について（追加）	報告了承
報告第 5 号	予防接種に関する業務の登録について（追加）	報告了承
諮問第 10 号	予防接種に関する業務の外部委託について（新規）	決 定
諮問第 11 号	予防接種に関する業務の目的外利用について（新規）	決 定
諮問第 12 号	予防接種台帳管理システム（小型）に記録する個人情報の項目について（追加）	決 定
諮問第 13 号	ひとり親家庭医療費助成事務補完情報管理システム（小型）に記録する個人情報の項目について（新規）	決 定
報告第 6 号	乳幼児及び義務教育就学児医療費助成に関する業務の登録について（変更）	報告了承
諮問第 14 号	乳幼児及び義務教育就学児医療費助成補完情報管理システム（小型）に記録する個人情報の項目について（新規）	決 定
諮問第 15 号	児童育成手当支給事務補完情報管理システム（小型）に記録する個人情報の項目について（新規）	決 定
報告第 7 号	児童手当支給に関する業務の登録について（変更）	報告了承
諮問第 16 号	児童手当支給事務補完情報管理システム（小型）に記録する個人情報の項目について（新規）	決 定
一般報告	学校緊急連絡メール配信システム運用基準等について	報告了承

情報・法務担当部長	定刻となりましたので開会します。本日はご多忙のところ、当審議会にお越しいただきましてありがとうございます。ただいまより「平成 24 年度第 1 回 情報公開・個人情報保護審議会」を開催します。本日は江藤会長が、体調不良によりご欠席との連絡をいただいています。したがって、杉並区情報公開・個人情報保護審議会条例第 4 条第 3 項の規定に基づき、小幡委員に会長の職務代理をお願いしたいと思います。
職務代理	いまお話のように、江藤会長が体調不良で今日欠席するという連絡を、私も受けています。江藤会長より、本日の議題、答申等については、すべて私に一任をするというご連絡を受けましたので、本日は職務代理の私が議事進行をさせていただきます。よろしくお願いいたします。まず人事異動、欠席委員の確認を、事務局からお話いただきたいと思います。
情報・法務担当部長	今回、組織改正とそれに伴う人事異動がありました。組織については、従来の法務分野と情報政策の分野とを一体的に行っていくということで、申し遅れましたが、情報・法務担当部長に就任しました関谷と申します。どうぞよろしくお願いいたします。次に、事務局ですが、情報政策課長に就任しました本橋宏己です。
情報政策課長	本橋です。よろしくお願いいたします。
情報・法務担当部長	政策法務担当課長に就任しました、齊藤俊朗です。
政策法務担当課長	斎藤でございます。よろしくお願いいたします。
情報・法務担当部長	情報システム課長は変更ありません。
情報システム課長	よろしくお願いいたします。
情報・法務担当部長	これまで当審議会の事務局の、情報公開係は法務担当に所属していましたが、今般の組織改正で、情報政策課の下に情報公開係が所属することになりましたので、ご承知おき願いたいと思います。 次に、先ほど江藤会長のご欠席はお伝えしましたが、増田委員からもご欠席との連絡をいただいています。出欠については以上です。
職務代理	審議に入る前に、本日の議事次第は、既に委員の皆様にお渡ししておりです。まず、前回の会議録の確定をしたいと思います。前回の会議録について、事務局で補正する等、何かありますか。
情報政策課長	特にございません。
職務代理	委員の皆様は、ありませんか。
各委員	ありません。
職務代理	平成 23 年度第 4 回の会議録は、確定といたします。 それでは本日の議事の報告・諮問事項の審議に入ります。政策経営部情報・法務担当部長、諮問文を読み上げてください。
情報・法務担当部長	諮問文を読み上げ、職務代理に渡す。
	(諮問文手交)
職務代理	担当部長より、諮問文を受け取りました。今日は件数がたくさんありますので、急がないと時間をオーバーしてしまう恐れもあります。ご協力のほどよろ

	<p>しくお願いいたします。報告・諮問事項の報告第1号と、諮問第1号から諮問第8号まで、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>報告第1号、諮問第1号、諮問第2号、 諮問第3号、諮問第4号、諮問第5号、諮問第6号、諮問第7号、諮問第8号</p>	
情報政策課長	<p>報告第1号、諮問第1号、諮問第2号について説明する。 諮問第3号、諮問第4号、諮問第5号、諮問第6号、諮問第7号、諮問第8号について説明する。</p>
職務代理	<p>これについてご意見等がありましたら、おっしゃってください。質問するときには、どのページの何を聞いているか、ということを確認にしてください。</p>
委員	<p>2ページの「地籍調査」についてです。土地所有者に立会いをしていただくために情報を収集するわけですが、所有者とはどのような方であり、また、その方を見つけるのは簡単なのですか。手間取ることが、あるのではないですか。</p>
土木管理課長	<p>今回は、区有地と接する土地の所有者の方に、立ち会っていただく調査ですが、隣接する土地の登記簿を調べ、その方の所在を調べます。そちらに郵送で、立会いのご案内をします。そして、実際に立ち会っていただいた方を記録する、というものです。ただ、委員のご指摘のとおり、登記簿が必ずしも最新のものがどうかという問題もあります。所有者を確認するのに困難が伴う可能性は、ないとはいえないと思います。できる限り努力したい、と考えています。</p>
委員	<p>日本の不動産登記というのは、公的な証明力がなければいけませんから、事実関係も調べなければいけないということで大変だと思います。いま答弁があったように、なかなかご本人にたどりつくことが難しく、そういう場合には普通は戸籍簿などで調べるかと思います。2ページの下段、「住民記録等の情報」のところに「本籍」、「相続人」とあります。これはつまり戸籍簿を調査して、こういった情報を得るという意味なのでしょうか。</p>
土木管理課長	<p>登記簿から所有者が確認できない場合は、戸籍などの調査をする可能性もあることから、収集する情報に含めたものです。</p>
委員	<p>ここでは収集する情報が、相続人などと書いてあります。例えば電話番号は知り得ないと思いますが、いまどこに住んでいるかといった、情報を取らないといけないと思うのです。そうすると、ここには「相続人」または「本籍」としか書かれていないですが、もっと詳しく記載する必要があるのではないですか。</p>
土木管理課長	<p>個人情報登録の記録の内容としての「相続人」には、郵送での連絡が原則になると考えていますので、相続人の住所、氏名という情報を収集するということです。</p>
委員	<p>細かいことですが、収集する個人情報は「所有者の氏名、住所」だけでなく、「相続人の氏名、住所」も入っていると、読み解かなければならないのですね。</p>
土木管理課長	<p>その方を認識するためには、そういう情報が必要になります。相続人ということであれば、その方のお名前とかご住所、とお考えいただければと思います。</p>

委員	そうすると、もっとほかの情報も収集することがあるのではないかと、思います。例えば近隣に住んでいる方に、「この方はいつ頃引っ越しをされたのか」と聞いたり、「おじいさんの代にはどうだったのか」とか、そういった情報を収集する可能性はありませんか。
土木管理課長	我々は、区道と接している土地の所有者の方に、たどり着けるように努力したいと思います。情報収集の方法として、順番にお隣へとやっていきますので、たまたま知り得る情報がないとは言い切れませんが、積極的にお隣の方に隣のことを個別に聞きにあがるというのは、想定していません。
委員	しかし、「相続人」という書き方だけでは、やはり足りないのではないですか。もう少し付け加えて、例えば、「所有者を探すために必要な、関係者から聴取した情報」というような、実際にはメモで書き込みたくなる情報が、いっぱいあるだろうと思います。それについてはどう認識していますか。
土木管理課長	ここに書いています「相続人」というのは、あるAさんという方がもともとの所有者だった。その方がご不幸にもお亡くなりになられた、ということであれば、相続人を探さないと所有者が確定できません。そういう意味では、その土地の所有者である相続人の方を、きちんとお調べして記録するという事です。その過程の中で、現場での調査ですので、知り得る情報がないとは言い切れませんが、私どもでは相続人を確定するという意味では、こういう表記で記録すれば十分と考えています。
委員	足りないと思います。例えば「本籍」と書いてありますが、本籍を知ることによって戸籍簿をたどっていくということを示しています。そうすると、「本籍」という表記だけでなく、「戸籍簿」と書くべきではありませんか。それから、相続人がいまどこに住んでいるのかを調べるためには、戸籍の附票を取るということは非常に有効ですし、きっと実務ではそうするようになると思います。そうしなければいま現在の相続人の現住所を、探すことはできません。そういうことも本来ここに、例えば「戸籍簿」といったようにきちんと書くべきではないですか。
土木管理課長	どういうものによって調べるかという点では、ご指摘のように戸籍簿などを調べることになると思いますが、収集する情報としてはあくまでもご本人の本籍を収集しますので、個人情報の登録という意味では本籍ということでも十分かと思います。
委員	現住所は、調べないのですか。
土木管理課長	住所は氏名の下に書いてありますので、住所は住所で調べます。
委員	戸籍に書かれている現住所から、移っていることもあります。戸籍だけを見れば、必ず現住所はわかりますか。例えばこの人が前にどこに住んでいたかということ、知りたくなったりすることはありませんか。
土木管理課長	戸籍と現住所とは、もちろん違う場合がありますので、登記簿の情報などをもとに、できるだけ住所を探して所有者を、確定していきたいと思っています。私どもの趣旨としては、区有地と隣接している方と直接お会いしたい、という

	<p>目的での収集ですので、住所を収集するというのであればよいと思います。戸籍はそれに付随するような、関連情報と捉えています。</p>
委員	<p>戸籍の情報を見なければ、たぶんたどりつかないと思いますが、これ以上やってもしょうがないし、疑義は残りますがこれで終わりとします。</p>
委員	<p>今回、地籍調査を実施するというので、いまのお話を聞いていても立会人がいるかどうかの困難さもあると思うのです。私も以前、空き家の件で相続人を調べてもらいましたが、非常に時間のかかることだと思いました。地籍調査について、ほかの自治体でうまくいった例があれば、是非お示しいただきたいと思います。また、どれくらいの期間を想定されているのか、教えてください。</p>
土木管理課長	<p>今年度は、上井草一丁目地区だけを調査する予定です。杉並区内全域を調査するには、およそ20年ぐらいかかると考えています。非常に時間も手間もかかりますが、慣れてきたら少しスピードアップをしたいと考えています。</p> <p>ほかの自治体の事例ですが、例えば今年の新たな情報では、東北地方で昨年東日本大震災が発生し、東北地方は比較的農地が多いという事情の中で、地籍調査がかなり高い率で完了しています。その情報を基にこれから復興にとりかかりますので、少なくとも地籍調査をしてある所については、官民、市区町村の道路の部分と個人の畑とか住宅の境について、比較的早く決めることができ、まず道路の確定が早く進むのではないかとされています。まだ復興の途中ですので、実績とまでは言い切れないかもしれませんが、そのような情報は得ています。</p>
委員	<p>大局的には、東日本大震災のようなことが起きて、再出発する場合にとってもいい仕組みができるのかなと一面は思うわけですが、実際にお隣同士の境とか、あるいは官民の境の問題とか、なかなか決まらない場合、あるいは大体決まっても所有者の持っているものと、例えば区との境の線がなかなか微妙な関係で決まらない場所など、いろいろ区内にもたくさんあると思うのです。その場合に、法律に基づいた調査で作られたものが、ご本人の持っているものと違う場合、ずれがある場合はどちらが本来のものとなるのですか。</p>
土木管理課長	<p>この地籍調査は、国土調査法に基づいた調査ですので、できる限り土地所有者の方と直接お会いして、きちんと境を決めていきたいと考えています。最終的にはご本人立会いの下で、印を押していただいて確認をするという作業をします。そこまでいけば少なくとも、国土調査法に基づいた地籍調査の官民境界は決まったということで、記録をします。委員のご指摘のとおり、万が一印を押していただけない場合は、「調査はしたが、相手の方と確定的な手続きには至りませんでした」ということで、調査としては終了する予定です。中途半端だという捉え方もあるかもしれませんが、財産の変更などは伴わない調査ですので、手法としてはそういう予定です。</p>
委員	<p>個人情報の収集方法で、「本人」と「本人以外」があります。「本人以外」は具体的にどういう内容ですか。</p>
土木管理課長	<p>本人以外から登記簿の内容の収集や戸籍の情報を収集したり、あまりないか</p>

	<p>もしれませんが、相続人とか代理人の方とのやり取りも想定しています。</p>
委員	<p>3 ページの、委託先の測量事業者への事業委託期間に「継続」とあります。先ほど順調にいても、20 年ぐらいはかかるという話がありました。そこで、それぞれの物件について、確定には至らなかったけれども業務が終わった場合、委託先の業者からそれぞれの情報を区が全部引上げをする、と捉えていいのですか。</p>
土木管理課長	<p>測量業者と委託契約を締結し、収集した情報はすべて区に提出するよう契約を結びますので、測量の相手方の情報とか、あるいは測量した図面なども含めて一式が区に提出される予定です。</p>
委員	<p>5 ページの公共溝渠の関係で、官民の境界が仮に確定したとしても民間と民間との関係、隣り同士で確定していないという場合では、いちばん最初に質問したように、確定には至らなくても大体こうであるということで、境界を作っていくのだという理解でいいのですか。</p>
土木管理課長	<p>当面は、官民の調査をする予定です。将来的に本当に 20 年で官民が終わった後に、民間と民間の境界の作業をしていくようになるかもしれませんが、現在のところ向こう 20 年間は、とりあえず官民の境界を確定していく作業をする予定です。</p>
委員	<p>わかるのですが、官の公道があって、そこに民の用地が並んでいるわけですよ。本来はそれぞれの家なりの土地と、区道との境がはっきりしている。だけど並んでいる家同士の境がどこまでかということも、確定されていけばいいと思いますが、それがなかなかうまくいっていないような事例もあると思います。そういう場合は民間と民間でやってくださいということで、これから調査するほうは、AさんとBさんの境は大体この辺ということで、確定には至らなかったけれども、そのような状況にあるということぐらいの調査はするということなのですか。</p>
土木管理課長	<p>大変難しい部分だと思うのですが、いま私どもが考えているやり方は、Aさんと区道の間境界を決める、Bさんと区道の間境界を決める。ただAさんとBさんの境がどこの点かというのを、明確に決めないようにしようと思っています。そうするとトラブルになる可能性がありますので、あくまでも区と民地の境をできる限りお互いに確定をしていくという作業にする予定でして、民間と民間の境界確定にかかわるような調査を、しないようにする予定です。</p>
委員	<p>そこを確定してしまうと、AさんとBさんが持っている登記簿の図面と違ってしまふ心配があったのでお聞きしました。最後に4ページの「電算入力記録票」の「記録の項目」の3番に「所有者情報」と書いてありますが、ここでいう情報というのはどういう情報を言っているのですか。</p>
土木管理課長	<p>「住所」と「氏名」を収集するということは、その項目をはっきり挙げているのですが、それ以外に、「郵便番号」や、「持分の情報」などの情報を想定しています。</p>
委員	<p>11 ページの「個人情報の収集目的」に、「建築基準法の手続きによる道路位</p>

	置指定、変更及び廃止のため」と書かれています。例えば私道などの場合、自分の土地で私道だという所は、結構たくさんあると思います。そういう所はいまのお話ですと、公道と接している所はどこまでが公道だということはやるけれども、変更や位置指定のことについて、民間と民間の関係になるようなところは、触れることはしないという理解でよろしいのですか。
土木管理課長	それは地籍調査とは、別となります。
委員	あるいは、廃止したいということも含めて、ということなのですが。
土木管理課長	私が先ほどから説明しているのは、地籍調査の情報の扱いについてで、そういう意味での民間と民間の話をさせていただきました。いま委員のご指摘の参考資料である個人情報登録票は、昭和 62 年に登録したもので、今回道路位置指定の処理を GIS という地理情報システムで処理をするため、ここに付けています。地籍調査と別の案件で、お諮りしています。
道路区域整備担当課長	私から補足します。11ページの「道路位置指定」とは、建築基準法上の道路として指定する、行政処分です。その道路位置指定を行う際に、個人情報を収集する業務で、地籍調査とは別の業務になります。私道のうち、建築基準法上の道路として指定をするために、必然的に収集する個人情報というふうにご理解ください。
委員	すみません、ちょっとわかりにくいのですが。要するにいろいろ説明いただきましたが、官と民との関係、境がどうなっているかということ、確定することが目的であると理解していいのですか。それに伴って、民がAさんBさんCさんと並んでいるということが大筋わかって、AさんBさんCさんの土地の大きさがこのぐらいで、それは誰が持っているということが、わかればそれだけでいいということなのですか。
土木管理課長	<p>諮問第1号と諮問第2号は地籍調査に係る諮問です。その点で申し上げますと、当面は区道と区道に面した民地の境を決める作業をやっていくのみです。将来、20年ほど経つと、実際には地籍調査というのは民間と民間の境界も確定していく作業が最終的な姿ですので、そこまで行けば民間と民間のAさんBさん同士の境まで確定する作業が出てくるということです。</p> <p>11ページについては、地籍調査とは今回直接関係はなく、地理情報システムなどを今後作っていきますので、その中で個人情報の扱いもあり、今回別に諮問させていただいた参考資料です。</p>
職務代理	よろしいですか。そのほかはありますか。なければ報告第1号については報告を受けたこととします。
委員	いまのこの報告はもちろんなのですが、諮問につきましても議題として出されたものについて、ちょっと留保させていただきたい。申しわけありません。
職務代理	<p>それでは、報告1号は報告を受けました。諮問1号から8号について、委員から留保するということがありました。多数決で決定いたします。</p> <p>次に、報告第2号と報告第3号について事務局から説明をお願いします。</p>
報告第2号、報告第3号	

情報政策課長	報告第2号、報告第3号について説明する。
職務代理	何か質問等がありますか。
委員	16ページの、マンション建替えのところですか。収集する情報として「社会活動等の情報」があります。なぜこのような情報が必要なのか、説明をお願いします。
住宅課長	この情報は審査委員の情報で、法律に、「審査委員は、土地及び建物の権利関係又は評価について特別の知識経験を有し、かつ、公正な判断をすることができる者のうちから総会で選任する」とあり、想定されるのは不動産鑑定士等です。「資格」、「賞罰」については、法律施行令の中で、破産者で復権を得ないものまたは、禁錮以上の刑に処せられたものは審査委員になれないとあるので、この情報が必要になってきます。また、審査委員が破産したり、禁錮以上に処せられた場合は、審査委員を辞すことになります。
委員	15ページの「内容」に、「不参加者及び不同意者の氏名等の個人情報を収集し、登録する」とあります。つまり、この人たちの情報を登録するときに、16ページの「社会活動の情報」も含んで収集するのではないのですか。
住宅課長	これは、「住民記録等の情報」で、既に、「氏名」、「住所」等が個人登録の16ページに記載されています。
委員	もう1回確認します。マンションの建替えにおいては、不同意の方がいらっしゃるということで、円滑に進まないということが有り得るわけですが、そういった不参加者または不同意者の氏名等の、個人情報を収集するわけですね。その中に、例えば、その方の職業や職歴を、収集するというわけではないのですか。
住宅課長	収集しません。
委員	なるほど。
住宅課長	不同意者の方の、そういった情報は収集しません。「社会活動の情報」は審査委員にかかわる個人情報ということで、収集するわけです。法令で規定されている情報を、収集するということです。
委員	オーケーです。
住宅課長	禁錮以上の方はなれませんので、その情報を審査委員の方のみ収集するということです。
委員	16ページの審査委員の情報を収集する、ということは分かるのですが、15ページを読むと、不参加者や不同意者の個人情報を収集すると書いてありますが、16ページとは関係ないのですか。
住宅課長	不参加者、不同意者の氏名等の情報は収集しますが、それは16ページに記載されています、氏名、住所の情報となります。
委員	つまり、この16ページで収集するのは、「権利者」と「審査委員」の両方の情報だと書いてあるわけですね。
住宅課長	おっしゃるとおりです。
委員	そして、「権利者」に関してはこのうちの一部ということですね。

住宅課長	はい。
委員	資料の作り方として、分かりにくいと思ったのですが。
情報政策課長	備考欄に「審査委員略歴書の情報」ということで、職業、略歴、学歴、資格及び賞罰を記録する、と記載しております。
委員	分かりました。分かりましたが、ちょっと分かりにくかったです。
職務代理	そのほかありますか。
委員	15ページの「個人情報登録票(新規)」の後段に、「不参加者及び不同意者の「氏名」等の個人情報を収集し、登録する。」とあります。耐震問題などで古くなった建物の建替えをすることは、どんどん進んでほしいと思いますが、マンションに住んでいる方の中には、経済的状況により費用を負担することができないため、不参加者になってしまうということもあると思います。そういう方と、とにかく反対をする方は、個人情報を収集し登録して、その後どうなるのでしょうか。
住宅課長	現在、関係権利者の5分の4以上の同意に基づいて、マンションの建替えができるようになりましたが、従前は全員ということでした。5分の1の方が参加できないような場合については、その方々の権利を施行組合が対価を出して購入する、というほうに進んでいくことになり、不同意者の方、不参加者の方の個人情報を収集するということになります。
職務代理	報告第2号と報告第3号については報告を受けたと、こういうことでよろしいですか。
	(異議なし)
職務代理	次に、諮問第9号と報告第4号について事務局から説明をお願いします。
諮問第9号、報告第4号	
情報政策課長	諮問第9号、報告第4号について説明する。
職務代理	何か質問がありますか。
委員	杉並区個人情報保護条例では、第17条に外部結合の禁止の項目があるわけですが、今回、禁止に当たらないと考えたわけですね。その根拠を説明してください。
区民課長	外部結合というのは、住基ネットの接続が外部結合に当たらない、ということでしょうか。
委員	それだけではなくて今回は、戸籍の附票のデータを、住基ネットを通じて流すわけですね。それから、住基カードをほかの自治体でも使えるように、「有効期限」や「取得」といった情報も、外部結合で流すわけですね。法令に定めがあるときは、その結合は禁止されないということですが、今回の法令は「できる」なのであり、「そうしなければならない」ということではありません。そもそも、住基ネットは自治事務ですから、必ずしも強制されるものではありません。ですが、杉並区は、今回はそういったことは何も判断せずに、杉並区個人情報保護条例第17条の禁止には当たらず、同条第1項第1号の「法令に定めがあるとき」と理解した、ということですか。

区民課長	<p>これまでも、例えば他の市町村から転入をしたという、転入通知のやり取りは、外部結合記録票にいろいろな項目が出ていますが、既に外部結合という形で住基ネットを導入した際に、他市町村とのやり取り、都道府県知事とのやり取りについて登録しています。いま委員ご指摘のように、法令に基づく処理ということで、住基ネットスタートと同時に、この外部結合記録票で登録をさせていただいて、ネットワーク通信をやらせていただきました。今回、同じように法改正がありその項目を追加すると、そういう認識でいます。</p>
委員	<p>この第 17 条というのは、大変な歴史的背景があって、外部結合を禁止する大きな運動も起こりました。今回、つまり法律にそういう改正があったから外部結合するのだと、その程度の認識で進めるといことですね。それに対してすごく深く考えたという印象をあまり受けないのですが、そういう受け止め方でよろしいのですか。</p>
情報システム課長	<p>外部結合については、住基ネットへの接続を承認いただいたときに、既に都のサーバを通して住所、氏名、性別、生年月日の 4 情報は全国のサーバへの接続を承認されています。それと同時に、他の市町村へは外部結合を通じて、転入通知、また転出証明、住民票等を送らせていただいています。いま現在、転出先に送っていたものを、本籍地にも送るといのが今回の諮問です。戸籍と転出先が同じであればいままでどおりですが、転出先と本籍地が違う場合には両方の自治体に送るのですが、地方自治体に送るといことでは、既に承認されている外部結合といことが言えると思ひます。</p>
委員	<p>なるほど。住基ネットを既に承認してしまったのだから、後はもう、こんな情報もどんどん追加して送っても構わないと、そういった包括的な承認が得られたと理解していると、そういう認識のようですね。何か異議ありますか。</p>
区民課長	<p>住基プライバシー条例（杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例）ですが、この条例自体が、住基ネットに参加し、万が一、区民の個人情報について危機が生じるようなことがあればそのネットを切断する、そういった措置も講じられるとした条例です。この条例に基づき住基ネットに参加していくとい中で、杉並区としての規制といひますか、考え方、理念といひますか、それが根底にはあるのではないかと認識しておひます。</p>
委員	<p>ちょっとそれは、解釈が違ひます。住基ネットに積極的に参加するために、住基プライバシー条例を作ったのではないと思ひます。前区長が一生懸命やってくれたことだと思ひますが、この議論は平行線でありまますので、次のことに行きまます。</p> <p>戸籍の附票のデータ送信について、質問しまます。まず、他の自治体ではなく区内で移動した場合で、その方が杉並区に本籍もある場合には、いま現在戸籍の附票へのデータ移動を、どうい操作でやっているのか、詳細に教えてください。つまり、紙でやっているのか、例えばデータを USB メモリーか何かに移して入れているのか、そういったことを伺いたいのです。</p>
区民課長	<p>戸籍システムについては、平成 20 年 11 月から稼働させていただきました。いま委員のご指摘のように、本籍が杉並にある方について、例えば杉並区内で</p>

	<p>住所が移ったという場合は、杉並区内で事務処理が可能です。そういう意味では、杉並に本籍を持つ人について住所の変更があった場合は、住民基本台帳のデータと戸籍のデータ、これを直接つないではいないのですが、いわゆる、ミニ住民基本台帳データといいますか、そういったものを仲介しながら、戸籍のほうへデータを自動的に反映させるという、事務の効率化を図る処理が現在行われています。</p>
委員	<p>住民基本台帳のデータは当区の場合、ホストコンピュータに入っています。つまりホストコンピュータのデータの一部と、戸籍システムの一部である戸籍の附票が、いまおっしゃった「ミニ住基データ」とつながっていて、外部メモリに落とすことなくつながっていると、そういう理解でよろしいですか。</p>
区民課長	<p>直接つながっているのではなくて、ミニ住基というような連携サーバといいますか、その住民票のシステムと戸籍のシステムを直接接続するのではなく、その間に1つサーバを、中間的なサーバを置いてそれを仲介する形でデータのやり取りをするという、そういう仕組みになっています。</p>
委員	<p>そうすると、他の自治体に移動した場合、戸籍の附票の情報は、これまでは紙で出していたのだけれども、今回、住基ネットをつないで、流すということですよ。それをもう少し、例えばネットワークのことなども説明しながら、セキュリティに差し支えない程度で、どういう流れになるのか教えてください。</p>
区民課長	<p>他の自治体へ、情報を送る場合ですか。</p>
委員	<p>他の自治体に引っ越した場合、住基ネットを通じて住基ネットのデータも流しますが、その方の本籍が杉並ではない場合は、戸籍の附票のデータも流すということですよ。</p>
区民課長	<p>例えば、中野から杉並へ引っ越しされた方について、杉並が新しい住所としてこういう登録をしました、ということをお知らせに通知します。これが「戸籍の附票記載事項通知」というものですが、それを、いままで葉書を郵送して行っていたものを、今度は転入届を、住民基本台帳システムで処理をします。そうしますと、杉並の新しい住所のデータができますので、それを住基ネットに送りまして、その住基ネットの回線を通じて本籍地へデータが送られます。</p> <p>今度、逆に、他の自治体からそういうデータが来た場合は、住基ネットのCSサーバというものを使って紙に出力するか、データで出力するか、フロッピーディスクのような媒体に出力するか、回線をつなぐかという方法があります。杉並区としては、当面、紙に出力し杉並本籍の方の新しい住所を入力する、ということをお想定しています。フロッピーディスクといいますか、そういう媒体でデータを更新するためには、戸籍のシステムも改修が必要ですので、戸籍のシステムなどを改修した後に、そういう媒体でのデータのやり取りをやっていきたいと考えています。</p> <p>最後に、回線接続という方法もあるわけですが、それについては、必ず住基システムを経由しながらやらなくてはならない、という国の一定のセキュリティの考え方もありますし、また、それに関して住基システムのシステム改修も</p>

	<p>行わなくてはいけないという経費の問題もあります。それで、データをもって戸籍のほうに反映させたとしても、データの内容は住所と、住所を定めた日付という、極めてシンプルなデータです。また、それを全部職員目で確認しなくてはいけないという、そういった作業のことを考えますと、なかなかセキュリティの面と経費の面で、回線接続するのはあまり妥当ではない、といま現在考えています。</p>
委員	<p>私がいちばん心配しているのは、そこなのです。住基ネット自体に、私は反対しています。住基ネットの回線を通じて、戸籍システムの中の情報を流すということは、言ってみれば、戸籍システムと住基ネットをつなぐことになると思うのです。杉並区はそれはやらない。可能だとしても、データの量が非常にわずかなので、つないでも大してメリットもないということですね。</p> <p>自分でも調べたのですが、今回の住基法の改正に伴ないシステムの変更点についての報告書を、総務省の外国人住民制度企画室が平成 22 年 1 月に出しています。たぶん所管の方はご存じだと思うのですが、その中に、まさにその戸籍の附票のことが書いてあります。戸籍をシステム化している自治体であれば、戸籍の附票記載事項通知を住基ネットを経由して住基システムに取り込み、戸籍システムへ連携することは可能になる、と。つまり、それを杉並区はいまやらないと言っているけれども、仕組みとしては可能であるということですね。これは情報システムの方にも確認したいのだけれども、そういったことは可能なのですか。</p>
情報システム課長	<p>やってできないものでは、ありません。ただ、経費もかかり、それに見合うだけの効果があるかどうかというのも、いまのところは未定です。仮にやるとすれば、ファイアーウォール等を組み合わせてセキュリティを高めて、やっていかなければいけない問題だと思っています。</p>
委員	<p>住基ネットは、セキュリティのことが非常に懸念されましたので、ファイアーウォールなど、かなりセキュリティを厳重にしている、ということは知っています。それでも、以前、長野県の知事が田中康夫さんだったときに実験をして、東京から長野のコンピュータを見ることができました。住基システムの中に入ってしまうと法律違反になるので、直前まで行くことができたという実験でした。私もファイアーウォールが、万全だと思っていません。絶対安全というのは、本当に原発ではないけれども、あり得ないとは思ってはいます。</p> <p>そういった意味で、杉並区はいまはやらないと言っているけれども、この条例の流れを、そのままこの規定を許してしまえば、住基ネットと戸籍システムをつなぐことが可能になるという意味では、私は非常に懸念をしていますし、到底認められないと考えています。</p>
職務代理	<p>あなたのご意見ですね。</p>
委員	<p>はい。</p>
職務代理	<p>ほかにございますか。</p>
委員	<p>23 ページのいちばん最後のところに、「外国人住民については、平成 25 年 7</p>

	月7日までは、条例第3条の2から第5条までの規定は、適用しない」とありますが、よくわからないので、説明をお願いします。
区民課長	23ページの改正条例は新しい条例で、いちばん最後にあります附則のところですね。
委員	はい。
区民課長	平成25年7月7日までは、適用しないと記述があります。これは、外国人の方が住民基本台帳に、本年7月9日から移行されるわけです。当然、外国人の方も住民基本台帳に移行されますと、住基カードを作ったり、住民票コードを付番したりと、日本人と同じようにその対象になるわけです。外国人の皆さんに係る住民票コード、住基カードの事務処理については、1年ちょっと余裕をみましようということで、1年遅れて7月7日までは適用しなくてよしいということです。ですから、杉並区としては7月8日以降、外国人の皆さんに住民票コードの通知、それから、住民票、住基カードの発行という業務を開始していきたいと考えています。
委員	それが、19ページの「2 諮問の理由及び内容の(1)改正法の概要」の内容ですね。
区民課長	こちらの ということです、そうです。
委員	いま説明していただいたのは、その具体的なことですね。
区民課長	原則住民基本台帳法の適用になりますが、住基ネットの適用については1年、外国人の皆さんは少し遅れますということです。
委員	そのところは、24ページの報告・諮問事項説明書の「外部結合記録票」(追加)にあるこの3つの項目が、法改正にともない改定する中身で、この諮問の9号であると、こういう理解でよろしいのですか。
区民課長	そうです。
委員	わかりました。
職務代理	ほかにございますか。
委員	19ページについて、私も今回の住基ネットシステムについては、反対の立場です。今回、法改正することでこのように拡大することに、私は非常に不安があります。24ページにある、カードの交付枚数が2万6千何枚というのは、杉並の人口から言うと大変少ないわけです。住民票の交付や、転入、転出の頻度の観点からもそれほど必要ではないこともあって、今回の拡大について疑問です。 そこで、お伺いしたいのですが、今回法律が変わって附票の記載となったのですが、法律はだいが前に通って施行になってはいるのですが、なぜいまこの附票ができるようになったのかという、国会の審議を含めた流れや根拠を教えてください。
区民課長	戸籍の附票の記載事項通知を、住基ネットの電気通信回線を通じて今回やるようにしますということです。住基ネットがスタートした当初からなぜそれができなかったのかと、そういう質問だと思います。ちょうど平成21年のこ

	<p>の外国人の法改正の国会の審議の記録を見ますと、戸籍の附票という事務については、法務省管轄の戸籍という事務と、住民基本台帳という総務省管轄の事務、そのちょうど中間に位置するものが戸籍の附票になるわけです。住基ネット稼働当初は、戸籍の所管である法務省との調整が、スムーズにいったところがあり、戸籍の附票の部分については電気通信回線を使わないという形で見切り発車をしました。そういった事情があった、という答弁があります。その後、各自治体から、せっかく通信回線でネットワークがある中で、戸籍の附票についても事務の合理化という観点から、その回線で処理をすべきではないかとの要請がありました。今回、外国人登録法改正のこのタイミングの中で、住基ネット回線の改正という形で、法改正の一部になったという背景があります。</p>
委員	<p>いまおっしゃったことが、これまでの流れ、国と行政機関同士のやり取りだと思えます。やはり、この住基ネットシステムそのものが国の一括的な管理ということで大変な議論にもなって、そういう背景から、戸籍やあるいは住基ネットと簡単に接続するようなことは阻まれてきたのだと思うのです。それは、私たちの認識しているところなのです。その点は、明確にさせていただきたい。それで、今回そして前回も、委員から外国人の登録のことを何回か質問されているのですが、今回、外国人住民登録には通名も記載されると資料ではなっているのですが、これはそのようになったということですか。</p>
区民課長	<p>通称名のことでですか。</p>
委員	<p>通名です。</p>
区民課長	<p>通称については、いわゆる日本で生活をする上で、そういった申出があれば住民票の記載事項にします、と政令、省令で決定しています。</p>
委員	<p>この外国人の住民票に至る経過の中で、だいぶ論議が長引いたということも聞いています。今回、外国人登録事務の廃止ということで、原票が国に返還となりますが、杉並区では外国人の原票は管理しない、という方向性になったということでしょうか。</p>
区民課長	<p>法務省の入国管理局からも通知がきていますが、東京都内については7月9日が法の施行日です。12日に入管で原票を回収するという、そういったスケジュールも既に通知されています。ですから、区としてはもう保管はしない、ということです。</p>
委員	<p>そうですか。これは国の法律との関係ですから、非常に厳しい問題だと思えますが、いちいち法務省に行って原票確認というのも大変なことです。本来は外国人の利便性ということであれば、原票の一部も各自治体が保管することが筋だと思います。ですから、委員長、すみません、私はこれについては反対ですし、留保とさせていただきます。</p>
職務代理	<p>そのほかにありますか。</p>
委員	<p>よろしいですか。</p>
職務代理	<p>まだ時間が、かかりますか。</p>

委員	いや、質問ではありません。確認ということであれば、これから議会でも提案がされる予定ですので、諮問第9号については私も保留をさせていただきたいと思います。
職務代理	<p>それでは、報告第4号については、報告を受けたこととします。諮問第9号については、決定ということにします。ただし、留保はあるのだということです。</p> <p>ちょっと暑くなりましたので休憩をしたいと思いますので、3時半まで休憩とします。</p>
	(休憩)
職務代理	それでは、審議を再開いたします。報告第5号と諮問第10号から諮問第12号について、事務局から説明をお願いします。
報告第5号、諮問第10号、諮問第11号、諮問第12号	
情報システム課長	報告第5号、諮問第10号、諮問第11号、諮問第12号について説明する。
職務代理	ただいまの説明で、意見、質問等はございますか。
委員	予防接種は対象年齢が限られていますので、適宜に適切な処理をしなければいけないと思います。今回の「システム化による主な効果」の、とも予防接種の履歴あるいは接種勧奨ができるというのは、とてもいいことだと思います。転入者については、どのようになっているのか教えてください。
保健予防課長	転入者は、転入したときからのデータを、入れるという形です。
委員	そうしますと、接種履歴などはご本人から聴取しなければいけないのでしょうか。
保健予防課長	接種履歴は母子手帳にありますので、それで確認します。
委員	すると紙ベースですね。どうもありがとうございました。
委員	生活保護の方の分を目的外利用するということですが、こういった情報は例えばその方が健診を受けに行ったときに、それとわかるような仕組みになっていたりするのでしょうか。
保健予防課長	健診は、今回は関係ありません。
委員	予防接種です。ごめんなさい。病院に行ったときに、その方が生活保護の方ということがわかるようになっているのですか。
保健予防課長	わかるようになっています。
情報システム課長	訂正します。全額助成の予防接種予診票ですが、生活保護かどうかというのはわかりません。
委員	わかりました。7万人分もの情報が紙台帳で管理されていたということは、大変ご苦勞なことだと思います。ですから、データ処理をしたほうがいいと思いますが、それは住民基本台帳などからデータを持ってくるのですか、それとも新たに最初から入力し直すのですか。
保健予防課長	基本データは、住民基本台帳です。
委員	世田谷区には、世田谷区の住民の子どもであるにもかかわらず、住民票を作られていないお子さんがいらっしゃるのです。これは、事実なのですけれども。

	そうすると、その住民基本台帳に載っていない方は、予防接種のご案内がいかないということになり、親御さんが、特にうちはこういう状況ですから予防接種してくださいというふうに、申し出ないといけないという状況ですが、杉並区ではそういった例はあるのでしょうか。
保健予防課長	世田谷でのそれに似た例があるというのは、聞いております。そのような場合は、システムの対象外となりますが、システムに入力することも可能です。
委員	わかりました。結構です。
職務代理	そのほかございますか。
委員	これまで生活保護世帯の方々の、予防接種はどのようにされていたのですか。
保健予防課長	法定接種に関しては、ほとんどの自治体で生活保護かどうかを問わず、自己負担はありません。
委員	今回も免除のカードなどを、送るのではないですか。
予防保健課長	全額助成の予防接種予診票を送るのは、高齢者インフルエンザの予防接種だけです。高齢者インフルエンザの予防接種は、2,200 円の自己負担が発生します。今までは保健所等で免除対象者の確認をしていたものを、予防接種予診票を送付する方式に変えました。
職務代理	ほかにありますか。なければ報告第 5 号は報告を受けこととします。諮問第 10 号から諮問第 12 号までは決定といたします。 次に報告第 6 号、諮問第 13 号、諮問第 14 号について、事務局からお願いします。
報告第 6 号、諮問第 13 号、諮問第 14 号	
情報システム課長	報告第 6 号、諮問第 13 号、諮問第 14 号について説明する。
職務代理	何かご意見か質問があればお願いします。
委員	31 ページのひとり親家庭等医療費助成ですが、申請年月日は書いてあるということは、申請した人しかこのような記録は、作られないということでしょうか。ひとり親の医療費助成を受けるために、32 と 33 ページの膨大な情報が記録されないと助成が受けられないという、非常にアメリカの CIA ではないですが、情報がどんどん自分の知らないうちに溜められていく、というのが心配なのですが、これは申請者だけですよね。
子育て支援課長	そのとおりです。
委員	記録の項目で、意味がよくわからないことが、いくつかあるのでお聞きしたいのですが。32 ページ、33 ページの「電算入力記録票」の 20 番に「連番」というのがありますが、これはどういう意味なのか。それから、33 ページの 40 番に「配偶者・扶養義務者の個人番号」というのがあります。45 番に「住居の間取り等」。どうして間取りがいるのかということと、この「等」はそれ以外に何を意味しているのかということと、ご説明いただきたいと思います。同じようなことなのですが、乳児のほうの電算入力記録票、37 ページの 52 番というところに「3 歳到達時資格区分」というのがありますが、これはどういうこ

	とを意味するのかということについて、説明をしてください。
子育て支援課	「連番」は、診療年月の中で、レセプトの連番が入っているのですが、それを記録しているものです。「配偶者・扶養義務者の個人番号」は、ひとり親の場合、配偶者または扶養義務者の所得等も判定の対象となりますので、必要です。「住居の間取り等」は、例えば二世帯住居であると、本当にひとり親家庭なのかということ、「等」が書いてあるのはメーター等が別であることも記録します。それから「3歳到達時資格区分」ですが、これは旧記録項目です。以前は3歳までしか助成していませんでしたので、その経緯で出ている項目です。
委員	意見です。32ページ20番の「連番」というのは、レセプトの連番だということですが、区民の方にわかりやすく理解していただくためには、「レセプト連番」とか、そのようにしておくべきだと思います。例えば39番には「レセプト特記区分」があります。コンピュータがたくさん使われますと番号がたくさん使われますので、ただ単に「連番」というと非常に解釈が多様になります。限定してよければ「レセプト連番」と書いていただくのがこの場合には適正ではないかと思しますので、検討いただきたい。以上です。
職務代理	そのほかございますか。なければ報告第6号は報告を受けたとします。諮問第13号と諮問第14号は決定とします。 次に諮問第15号と報告第7号、諮問第16号について事務局から説明をお願いします。
諮問第15号 報告第7号、諮問第16号	
情報システム課長	諮問第15号について説明する。 報告第7号、諮問第16号について説明する。
職務代理	意見、質問はありますか。
委員	「児童手当支給事務補完情報管理システム」の「電算入力記録票」の44ページ45番の、「引抜理由」というのはどういうものなのか説明をお願いします。
子育て支援課	ホストコンピュータで、各種現況届などを出力するのですが、差替えたものを送る場合もあります。異動、転出または死亡などの理由を入れて、引抜いたことを記録しておきます。受給者が死亡した場合、例えば奥さんがいたらそちらに送るという手続きになるので、どちらに送ったかということと、引き抜いた理由を記録しておくということです。
委員	そうしますと、項目としては具体的には、どういうことになるのですか。
子育て支援課	ほとんどは異動事由になるのですが、死亡、転出、職権消除などです。
委員	大体わかりました。
職務代理	そのほかございますか。
委員	個人情報と関係ないので恐縮なのですが、38ページの3つの業務のうちの2番目に「日付を遡って」とありますが、限定した日付があるのですか。
子育て支援課	最長2年です。
委員	2年間ですね。

子育て支援課	認定請求書を提出されても、添付書類が不足している等の場合、提出を促しますが、最終勧告をして、それでも提出されないと申請却下のような扱いにしますが、それが2年ということです。
委員	それで妥当だと思われていますか、現実的には。
子育て支援課	2年というのは、妥当ではないかと考えています。
職務代理	ほかにございますか。なければ、報告第7号については報告を受けたとします。諮問第15号と諮問第16号は決定といたします。 それでは、いままで審議しました諮問事項につきまして、ここで答申をしたいと思います。会長から答申についても、会長名で出すということについて私に一任されましたので、事務局はその答申案文を皆さんにお配りください。そして内容を確認してください。 よろしいですね。では答申書を手渡します。
	(答申文手交)
職務代理	それでは、その他の案件として残っているのは、一般報告を主管課から説明してください。
一般報告	
児童青少年課長	3月の審議会にご審議をお願いいたしました「学校緊急連絡メール配信システム」につきまして、運用を始めるに当たり、各業務単位での運用基準等を報告するようとお話があったかと存じます。そのことにつきまして、業務ごとに運用基準を定めましたので、そのご報告ということで、伺わせていただきました。教育委員会事務局庶務課長が本来ならばご報告するところですが、大変申し訳ございませんが、所要のため出席できませんので、所管の1つである児童青少年課からご報告をさせていただきます。 資料をご覧ください。「学校緊急連絡メール配信システム」につきましては、学校、保育園、学童クラブの3つの事業でそれぞれの配信業務を行ってまいります。そのために、資料46ページが学校の運用基準で、49ページからが保育園の運用基準、さらに53ページからが学童クラブの運用基準ということで、それぞれ定めています。ごく簡単に申し上げますが、それぞれの業務ごとにID、パスワードによるシステムに対するアクセスの権限の設定と、システムの管理者、メールの管理者、また運用者、さらには一般利用者ということで、それぞれ定義をして、適切に運用を行っていくということ、それぞれの運用基準で定めています。このような内容で運用基準を定めて、今後運用を図ってまいりたいと考えています。
職務代理	何かいまの説明で、質問などあればどうぞ。
委員	3月の審議会のときに質問というかお願いをした立場なのですが、そのときに話をしたのは、まず対象者の範囲をどうするかということと、誰がその対象者の範囲なのか、内容を決めるのか、ということを中心にお願いをしたと思います。これを読みますと、メールを配信するかないかは、たぶんメール管理者が決める。これはたぶん校長先生とか副校長先生とか、そ

	<p>この辺だと思っております。運用者というのが、実際にメールの内容を作る。ただ、配信というのが、ここに入っていないのです。運用者とは「システムの電子メールの配信に係る内容の作成、編集、削除及び確認等の各種運用」ということで、配信を誰がするのか、誰が決めるのかというのが、ここでは不明確な感じがします。</p> <p>対象者の範囲、例えば子どもが学校からの帰り道で行方不明になったというような場合、誰がどのように、どういう内容のメールを、誰に配信するのか。その辺が 48 ページのほうでも、配信分類でいちばん上が緊急、下のほうが緊急じゃないということですが、子どもが行方不明になった場合は、上にも下にも当てはまらない。震度 5 以上でもないし、台風でもないし、火災でもない。下のほうを見る、事故に関し急を要しないもの。行方不明というのが事故に入るのかなとは思っておりますが、その辺の場合、誰がどのように判断するのか。そこから辺はこれでは不明確なような気がするのですが、この辺の説明をお願いしますか。</p>
庶務課	<p>学校 ICT 推進担当から、答えさせていただきます。先ほどお話のありました、48 ページの内容になります。こちらにつきまして、例がありますが、概ね該当する項目としましては、3 番の「事故に関し急を要しないもの」ということで考えています。具体的には配信分類が大枠としてありまして、電子メール配信というのが右側になっております。今回の 3 番のような例ですと、まずメールを配信するかどうか、これを決定するのはメール管理者、学校でいいますと、校長先生を想定しています。実際に操作をする方、こちらについてはメール管理者、運用者ということで、校長先生、または学校の教員の方が実際に保護者の皆様にお知らせをする、メールを配信するという形で想定をしているという内容になっています。</p>
委員	<p>第 5 条の運用者の「電子メール配信に係る内容の作成」のあとに、「配信」というのを、入れたほうがいいのではないかなと私は思います。これがないと、運用者の中に配信するという仕事が入ってこない。内容は作成するけれども配信するのは誰かということが、少し曖昧な感じがするので、配信というのを入れたほうがはっきりするのではないかなとと思っているのですが。</p>
児童青少年課長	<p>ご指摘の点を踏まえて、必要な修正をさせていただきます。</p>
委員	<p>この一般利用者ですが、これは生徒本人も入りますが、入りませんか。</p>
庶務課	<p>生徒さん本人は、対象とは考えていません。</p>
委員	<p>その理由はなぜでしょうか。</p>
庶務課	<p>保護者の方にお送りをするという形を想定してありまして、生徒さんがご自身の携帯電話で、メールアドレスを登録をするということは、現時点では想定していません。</p>
委員	<p>要望としては、それもしていただけただけのほうが、いいなと思っています。</p>
庶務課	<p>要望の件につきましては、学校のほうと保護者の皆様と相談の上決めさせていただきますので、よろしく願いいたします。</p>

委員	46 ページの第 3 条に管理者として「電算管理責任者」と書いてあります。49 ページの保育園の運用基準では、管理者として「保健福祉部保育課長及び子供園担当課長」と書いてあります。また、学童クラブについても「保健福祉部児童青年課長」と書いてあります。46 ページの第 3 条については、電算管理責任者というので、充て職が書いていないのですが、どういう人がここに該当しますか。また、なぜ抽象的に書かれているのですか。
庶務課	担当しますのは、庶務課長です。
委員	どこの庶務課長ですか。よくわかりません。
庶務課	教育委員会事務局の、庶務課長になります。
委員	庶務課長と書かない理由は、何なのですか。
庶務課	将来的に組織改正等ありました場合に、対応できるように考えています。
委員	わかりました。
職務代理	ほかにございますか。ないようでしたら、本日の議題はすべて終了ということにいたします。事務局から何かあれば、どうぞ。
情報政策課長	事務局から 2 点ご報告がございます。まずは審議会報酬明細書についてです。本日、机の上に封筒に入れまして、平成 24 年度の審議会委員報酬につきましてお配りしております。ご確認をお願いいたします。 もう 1 点は、次回の審議会の日程です。次回の審議会は、本年平成 24 年 7 月 31 日、火曜日、午後 2 時からを予定したいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。会場は本日と同じ、第 4 会議室を予定しております。よろしくをお願いいたします。私からは以上です。
職務代理	それでは、以上をもちまして、本日の審議会を終了いたします。ありがとうございました。